

[事案 25-183] 契約無効および既払込保険料返還請求

・平成 27 年 2 月 13 日 裁定打切り

<事案の概要>

日本語能力に不自由があり定期預金と誤認して申し込んだことを理由に、契約無効および既払込保険料を返還することを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

銀行を募集代理店として平成 24 年 5 月および 8 月に契約した、合計 3 件の、米ドル払込みの豪ドル建個人年金保険（一時払保険料円換算額合計約 1000 万円）について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分はブラジル生まれでポルトガル語しか分からず、日本語の読み書きはできない。
- (2) 銀行員（募集人）から、本契約が生命保険だと説明されておらず、10 年の定期預金だと思って申込みをした。生命保険だと分かっていたら申し込まなかった。
- (3) 契約申込書は日本語で作成されているが、募集人に何度も字の練習をさせられて記入した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は日本に 20 年以上居住しており、日本語で普通に会話することができる。
- (2) 申立人は日本語での金融商品取引の経験を有している。
- (3) 募集人は、申立人の意向を都度確認しながら繰り返し丁寧に本契約の説明を行っており、申立人は説明内容を理解したうえで契約しているため、申立人には錯誤がない。
- (4) 申立人は、申込書への署名、意向確認書による意向や理解の確認を経ていることから、申立人に錯誤があったとしても、重大な過失がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 本契約が生命保険だと理解しておらず、本契約の内容について錯誤（民法 95 条）があったので、契約を無効とし既払込保険料の返還を求めるもの。
- (2) 募集人の説明義務違反（民法 709 条、保険業法 283 条）により発生した損害の賠償を求めるもの。

2. 申立人の日本語能力の評価

- (1) 本契約は、一時払保険料を米ドルで支払い、豪ドルで積立金を運用し、目標額を日本円で設定のうえ、満期（年金開始）時まで目標額に到達すれば以降は日本円で運用して満期時に日本円で受け取ることができ、到達しない場合には所定の積立利率で計算された豪ドルでの積立金を満期時に受け取ることができ、いずれの場合にも一括受取や年金受取が選択できる、という複雑な仕組みとなっている。
- (2) 上記の仕組みから、本契約には、米ドル、豪ドルおよび日本円の為替変動の影響による為

替差損のリスク、解約時の市場価格調整や解約控除による「元本割れ」のリスク等があるが、本契約内容の正確な理解は、通常の日本語能力を有する者であっても容易ではない。

(3)以下の理由により、申立人が募集人の説明内容を理解できなかった可能性は高い。

①平成26年5月付の医師の診断書には「日本語の読み書きが十分には出来ず、会話力も不十分」との記載がある。

②募集人が、申立人が日本語を母語としない顧客であることを前提に、理解の程度を慎重に確認しながら勧誘を行ったとは言い難い。

(4)他方で、以下等の理由により、申立人は、少なくとも為替相場の変動を自ら判断して、資産運用について銀行員と相談できる程度の日本語能力があった可能性も否定できない。

①保険会社のコールセンターの記録によると、申立人は、本契約が為替の変動によって受取額が変動する点について一定の理解があったことが推測される。

②申立人の来日は20年以上前であり、日本の会社に勤務した経験や、結婚後日本人の配偶者と生活している。

③平成16年に募集銀行で預金口座を開設して以降、外貨預金・外貨建債券を購入する等、金融商品の取引経験があり、日本語で申込書・注文書を記載している。

④本契約の締結前後に募集銀行にしばしば来店し、外貨建債券の状況の確認や運用の相談、外貨預金の運用の相談をしている。

⑤申立人と募集人の事情聴取での供述には、内容に大きな隔たりがある。

3. 結論

(1)本件を判断するには、契約時の申立人の日本語能力を詳細に検討する必要があるが、それには、診断書を作成した医師等の第三者への尋問、専門家の鑑定も必要となるが、裁判外紛争解決機関である当審査会はそのような手続きを備えておらず、申立人の日本語能力について、当審査会が適正に判断することは困難である。

(2)さらに、申立人の錯誤について判断するにあたっては、本契約以前に、外貨預金や外貨建債券を勧誘した銀行員の尋問も必要となる可能性があるが、当審査会がそれを行うことはできない。

(3)よって、本件の適正な解決は裁判所の訴訟手続において行われるべきである。